という。）から次に掲げる金額の合計額（当該事業年度において第四項から第六項までの規定により加算される金額を除く。）を控除した金額をいう。以下この号において同じ。）　当該繰越利益等超過純資産控除項目額

イ　計算規則第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越利益の額

ロ　当該事業年度終了の日における貸借対照表において計算規則第三十九条第四項の規定により同項第二号に掲げる任意積立金に区分された金額（当該事業年度に係る計算規則第三編第三章の損益計算書（以下この条において「損益計算書」という。）において計算規則第五十四条第一項の規定により同項第二号に掲げる金額として表示された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）

ハ　前二号に定める金額

第二十二条の十九第四項中「第六項」を「第七項」に改め、「（以下この項」の下に「及び第七項」を加え、「開始の日の前日までに」を「前の事業年度において配当可能利益の額の計算上既に」に改め、同条第五項第一号中「計算規則第三章の」を削り、同項第二号中「計算規則第二章の」を削り、同条第六項第一号中「計算規則第三章の」を削り、同条第十項中「第三十九条の三十二の三第十六項」を「第三十九条の三十二の三第十七項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十二の三第十三項」を「第三十九条の三十二の三第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三十九条の三十二の三第十六項」を「第三十九条の三十二の三第十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　投資法人の事業年度において第二項の規定により控除された同項第四号に定める金額（以下この項において「繰越利益等超過純資産控除項目控除額」という。）がある場合における当該事業年度後の各事業年度において、純資産控除項目減少額（期末純資産控除項目額（当該各事業年度の純資産控除項目額をいう。以下この項において同じ。）が当該各事業年度の前事業年度の純資産控除項目額を下回る場合のその下回る部分の金額をいう。以下この項において同じ。）があり、かつ、純資産控除項目超過繰越利益額（次に掲げる金額の合計額（第二項第二号及び第三号に定める金額を含み、当該各事業年度において前三項の規定により加算される金額を除く。）が期末純資産控除項目額を超える場合のその超える部分の金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該各事業年度の配当可能利益の額は、第二項及び前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した配当可能利益の額に、純資産控除項目減少額（当該純資産控除項目減少額が純資産控除項目超過繰越利益額を超える場合には、その超える部分の金額を除く。）のうち、第一号に掲げる金額に達するまでの金額（当該金額が繰越利益等超過純資産控除項目控除額（当該各事業年度前の事業年度において配当可能利益の額の計算上既にこの項の規定により加算された金額に相当する金額を除く。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）を加算するものとする。

一　当該各事業年度の第二項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額（次号から第四号までに掲げる金額を除く。）

二　控除済負ののれん発生益の額（当該各事業年度前の事業年度において配当可能利益の額の計算上既に第四項の規定により加算された金額に相当する金額を除く。）

三　当該各事業年度前の事業年度において第二項の規定により控除された同項第二号に定める金額（当該各事業年度前の事業年度において配当可能利益の額の計算上既に第五項の規定により加算された金額に相当する金額を除く。）

四　当該各事業年度前の事業年度において第二項の規定により控除された同項第三号に定める金額（当該各事業年度前の事業年度において配当可能利益の額の計算上既に前項の規定により加算された金額に相当する金額を除く。）

第二十二条の十九の四中「第六十七条の十八第十項において準用する法第六十六条の四第六項」を「第六十七条の十八第三項」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同号ロ中「おそれをいう」の下に「。ロにおいて同じ」を、「事項」の下に「（当該内国法人の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該内部取引において当該内国法人の本店等若しくは国外事業所等が果たす機能又は当該内部取引において当該内国法人の本店等若しくは国外事業所等が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）」を加え、同号ホ中「した額」の下に「の明細、当該対価の額とした額」を、「書類」の下に「並びに当該対価の額とした額に係る独立企業間価格（法第六十七条の十八第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）の算定の方法及び当該内部取引（当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）を含む。）に関する事項についての我が国以外の国又は地域の権限ある当局による確認がある場合（同項の内国法人の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除く。）における当該確認の内容を記載した書類」を加え、同号ヘ中「明細」の下に「並びに当該損益の額の計算の過程」を加え、同号ト中「分析」の下に「（当該市場の特性が当該内部取引に係る対価の額とした額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）」を加え、同号チ中「内国法人の」の下に「事業の方針及び組織の系統並びに当該内国法人の本店等及び」を加え、同号リ中「含む」の下に「。リにおいて同じ」を加え、「その内容」を「その取引の内容並びにその取引が当該内部取引と密接に関連する事情」に改め、同条第二号中「（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「の方法」の下に「、その選定に係る重要な前提条件」を加え、同条に次の五項を加える。

2　法第六十七条の十八第三項の内国法人は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から七年間、当該書類を納税地又は当該内国法人の国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

3　前項に規定する起算日とは、法第六十七条の十八第三項の規定により第一項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

4　法第六十七条の十八第四項第二号に規定する財務省令で定める資産は、無形固定資産その他の無形資産とする。

5　法第六十七条の十八第五項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第五項に規定する同時文書化対象内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

6　法第六十七条の十八第六項に規定する財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第六項に規定する同時文書化免除内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

第二十二条の十九の五の見出しを「（農業協同組合等の合併に係る課税の特例）」に改める。

第二十二条の二十四を次のように改める。

第二十二条の二十四　削除

第二十二条の二十七第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。